

魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域の活性化を図るため、歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組みを総合的に支援する。

●対象事業等

◇対象地域

・市町村が作成し、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域

◇対象事業

・コア事業

Ⅰ 歴史的風致形成建造物の復原、修理、買取又は移設

・付帯事業

Ⅱ 歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域における周辺施設の整備

1 歴史的風致形成建造物に係る防災施設の整備

2 歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善

3 歴史的風致形成建造物等の活用を促進するための施設の整備

Ⅲ 歴史的風致形成建造物等の活用に係るソフト事業



●対象者

- ・地方公共団体（都道府県に対しては都道府県管理施設を対象とする場合に限る）
- ・市町村を構成員に含む法定協議会
- ・民間団体・個人（市町村を通じた間接補助を実施）

●補助率

- ・コア事業 総事業費の1/2以内
- ・付帯事業 総事業費の1/3以内

〔間接補助については、コア事業及び付帯事業ともに、総事業費の1/3以内であって、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内〕

●スケジュール

- ・翌年度予算概算要望：6月頃
- ・翌年度予算本要望：12月頃

●採択状況

- ・平成21年6月時点、全国で9地区が歴史的環境形成総合支援事業により取組み実施中。